

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

立命館アジア太平洋大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日、2014年2月18日改正）に基づき、本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任体制を明確に定め、これを公表します。

また、公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス副責任者を、それぞれ置きます。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を誘発する要因を除去し、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。

また、公的研究費の事務処理手続等に関する相談窓口を設置するとともに、不正使用に関する通報を学内外から受け付ける通報窓口を設置します。

また、公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正防止の仕組みや取り組み等について、コンプライアンス教育等を通じて学内で周知します。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、毎年度具体的な不正防止計画を策定・実施・公開します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。研究費の執行は、毎年度発行される公的研究費の執行に関する学内のルールを定めた研究費執行ガイドブックに則り行います。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用防止に向けた取り組みや、研究倫理指針、関係規程等について、学内で周知するとともに、外部に公表します。

6. モニタリングの在り方

公的研究費を適正に執行するために、業務監査室は内部監査を、不正使用防止計画推進部署は定期的にモニタリングを実施することで、発注・検収・支払等の業務の実施状況を確認すると共に、会計書類・証憑の検査・物品の現物実査等を行います。

以上